

国家公安委員会及び警察庁における個人情報の保護に関する法律第37条第1項に基づく認定に係る指針

第1 目的

この指針は、警察分野における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に規定する認定個人情報保護団体に係る認定その他の必要な事項を定めることにより、当該分野における活動を行う民間団体による個人情報の保護を推進することを目的とする。

第2 認定個人情報保護団体の認定の申請

1 法第37条第2項に基づく申請は、同条第1項の認定を受けようとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）であってその設立について内閣総理大臣が許可又は認可をしたもの（法第52条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第12条第1項の規定に基づき、法第37条及び第39条に規定する主務大臣の権限又は事務が警察庁長官に委任されたものに限る。）は警察庁長官に、法第37条第1項の認定を受けようとする法人であってその設立について国家公安委員会が許可又は認可をしたもの、国家公安委員会が所管する事業を行う個人情報取扱事業者を対象事業者として法第37条第1項の認定を受けようとする法人（その設立について許可及び認可を受けていないものに限る。）及び法第37条第1項の認定を受けようとする法人であって内閣総理大臣が法第49条第1項の規定に基づいて国家公安委員会を主務大臣に指定したものは国家公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- (2) 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地
- (3) 認定の申請に係る業務の概要

2 1の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄付行為その他の基本約款
- (2) 認定を受けようとする者が法第38条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
- (3) 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した次に掲げる書類
 - ア 法第37条第1項第1号に規定する苦情の処理の実施の方法を記載した規則
 - イ 法第37条第1項第2号に規定する対象事業者に対する情報の提供の実施の方法を記載した書類
 - ウ 法第37条第1項第3号に規定する業務の実施の方法を記載した書類
 - エ 法第43条第1項に規定する個人情報保護指針又は個人情報保護指針の作成の見通しについて記載した書類
 - オ 個人情報の取扱いに関する内部規程等
- (4) 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有

することを明らかにする書類

- (5) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (6) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (7) 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
- (8) 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類
- (9) その他参考となる事項を記載した書類

3 1の申請書は、別記様式第1号を参考とすることができる。

第3 認定の基準

国家公安委員会又は警察庁長官は、認定の申請が次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

1 第2の2(3)アに規定する「法第37条第1項第1号に規定する苦情の処理の実施の方法を記載した規則」において、次に掲げる事項が含まれていること。

- (1) 苦情処理の目的
- (2) 苦情処理の実施体制
- (3) 苦情処理を行う組織の責務
- (4) 苦情処理結果等の記録及び保存並びに集計結果の公表に関する事項
- (5) 人材育成のための研修等に関する事項
- (6) 取り扱う苦情の範囲
- (7) 苦情処理に関する費用の分担に関する事項
- (8) 苦情処理の受付窓口に関する事項
- (9) 苦情処理に係る手続に関する事項

2 第2の2(3)エに規定する「法第43条第1項に規定する個人情報保護指針又は個人情報保護指針の作成の見通しについて記載した書類」において、「国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針」（平成22年2月5日国家公安委員会告示第5号）に準拠した指針が定められていること、又は、申請の段階で個人情報保護指針を定めていない場合は作成の見通しが示されていること。

3 第2の2(4)に規定する「認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類」において、次に掲げる事項が明らかにされていること。

- (1) 苦情処理及び対象事業者に対する情報提供を行うための組織が存在すること。
- (2) 苦情処理及び対象事業者に対する情報提供を行うために必要かつ適切な人員等を確保していること。

4 第2の2(5)に規定する「最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類」において、次に掲げる事項が明らかにされていること。

- (1) 認定の申請に係る業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。
 - (2) 債務超過となっていないこと。
- 5 第2の2(8)に規定する、認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合における「その業務の種類及び概要を記載した書類」において、認定の申請に係る業務以外の業務を行うことで認定の申請に係る業務が不公正になるとみられる記述がないこと。

第4 重要事項の変更の届出

- 1 認定個人情報保護団体は、政令第9条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項又は同条第2項第2号から第4号まで、第6号若しくは第8号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を記載した届出書を国家公安委員会又は警察庁長官に提出しなければならない。
- 2 1の届出書には、変更後の書類（政令第9条第2項第2号から第4号まで、第6号又は第8号に掲げるものに限る。）を添付しなければならない。
- 3 1の届出書は、別記様式第2号を参考とすることができる。

第5 廃止の届出

- 1 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の3月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公安委員会又は警察庁長官に提出しなければならない。
 - (1) 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
 - (2) 苦情の申出の受付を終了しようとする日
 - (3) 認定業務を廃止しようとする日
 - (4) 認定業務を廃止する理由
- 2 1の届出書は、別記様式第3号を参考とすることができる。

別記様式第 1 号

平成 年 月 日

(国家公安委員会又は警察庁長官) 殿

名 称
代表者又は管理人名 印

認定個人情報保護団体に係る認定申請書

認定個人情報保護団体の認定を受けたいので、個人情報の保護に関する法律第 37 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 2 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地
- 3 認定の申請に係る業務の概要

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 2 号

平成 年 月 日

(国家公安委員会又は警察庁長官) 殿

名 称
代表者又は管理人名 印

認定個人情報保護団体に係る重要事項変更届出書

個人情報の保護に関する法律第37条第2項の規定に基づき申請した事項のうち、重要な事項について変更したので、個人情報の保護に関する法律施行令第9条第3項の規定に基づき提出します。

- 1 変更に係る事項（個人情報の保護に関する法律施行令第9条第2項第3号に掲げる書類に変更があったときは、その理由を含む。）
- 2 添付する変更後の書類（記載事項に変更のあった個人情報の保護に関する法律施行令第2項第2号から第4号まで、第6号若しくは第8号に掲げる書類名）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号

平成 年 月 日

(国家公安委員会又は警察庁長官) 殿

名 称
代表者又は管理人名 印

認定個人情報保護団体に係る業務廃止届出書

認定業務を廃止しますので、個人情報の保護に関する法律第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 2 個人情報の保護に関する法律第42条第1項の申出の受付を終了しようとする日
- 3 認定業務を廃止しようとする日
- 4 認定業務を廃止する理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。